

地域振興組織（地域振興会）の活性化 に関する報告書

平成 28 年 5 月 20 日

安芸高田市まちづくり委員会
第 2 小委員会

安芸高田市まちづくり委員会
第2小委員会

委員長 平田 道雄
副委員長 岡田 千里

委員 水重 克幸
柿上 正博
松田 幸男
青原 美智子
藤本 紀美子
加藤 學
大塚 一美
平野 弘則
竹川 信明
谷口 恭一
明木 一悦
正田 建二
竹重 千鳥

はじめに

本市では、「人 輝く・安芸高田」を将来像に掲げ、住民と行政の対話を基礎とした「協働のまちづくり」を推進するため、「自らの地域は自らの手で」とする地域振興組織（地域振興会）を設置し、その活動を育成・支援することにより、行政と住民の信頼関係を構築してきました。

また、合併協議会の協議過程では、特例法に基づく「地域審議会※1」の設置については、地域振興組織と行政の協働体制を拡充する仕組みづくりに目を向け、まちづくりに住民の意向を反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、平成17年4月に「まちづくり委員会」を条例で設置しました。

本市では、住民自治機能の向上によって、地域ニーズの的確な把握や地域力の維持・向上を図ることとしており、その中心的な役割を担う組織として、市全域に32の地域振興組織を設置し、旧町単位に6つの地区連絡協議会を設置しています。

この地域振興組織は、規模は50～2,000戸程度で、主に集落を束ねた大字、旧小学校区単位で組織され、設置時期は、40年以上の活動実績を持つ組織から合併前後に設立された組織があり、組織構成は、区域内にあるコミュニティ団体及び住民全てが構成団体及び構成員としています。

地域振興組織では、合併から10年以上が経過し、これまでの活動を支えてきた担い手の高齢化や人口減少による人材不足など、これからの活動を継続していくうえで、地域振興組織側の努力だけでは克服し難い様々な課題が生じてきています。

本小委員会では、地域振興組織の活動及び支援の現状と課題を整理し、組織が継続し、活性化するための審議を行ったので、経過と結果について次のとおり報告します。

※1 市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

1. 経過

(1) 第1回小委員会

開催日時 平成27年9月1日(火) 13:30~15:30

出席者 委員15名、事務局3名

会議内容 ①小委員会の検討テーマについて

(2) 第2回小委員会

開催日時 平成27年10月20日(火) 13:30~15:30

出席者 委員13名、事務局2名

会議内容 ①検討テーマ「地域振興組織(地域振興会)の活性化」に関する意見交換

(3) 第3回小委員会

開催日時 平成27年11月25日(水) 13:30~15:15

出席者 委員9名、事務局2名

会議内容 ①報告書(案)について

(4) 第4回小委員会

開催日時 平成28年3月22日(火) 13:30~15:30

出席者 委員10名、事務局2名

会議内容 ①報告書まとめについて

2. 報告

現状分析と課題(弱体化する地域振興組織)

平成16年の合併から10年以上が経過し、別表のとおり単会間格差はあるものの、多くの地域振興組織において、概ね1割以上の人口減や高齢化の進行及び改正高年齢者雇用安定法の施行などの雇用情勢変化等により、合併当時の‘担い手’はその後に急速な先細り型の減少傾向を示し、明らかに人財・人材及び人員数が絶対的に不足する現状にあることは、まずは共通認識とすべきところと考えます。

また、併せて自治体行政改革による補助金等の見直しや担当課の廃止など、行政からの財政支援や人的支援の低下により、今後の地域振興活動の継続さえ困難となっています。

以上の現状より次世代のリーダーを含む人材が不足している中、地域振興組織の運営においては、膨大・複雑な事務処理をこなせる要員確保のための資金は不足し、他方、行政による人的支援も『支援の仕組み』未整備の前では、個々の職員への‘ヤル気頼みの個人依存’の態では普遍性・永続性に欠けるため、自ずと活動が停滞してきているのが実情です。

従ってこれらの事務をこなせる執務者を確保することが肝要である一方で、市内多くの地域振興組織ではこれらの事務能力者の確保自体が極めて困難な状況にあります。

合併以来、地域を支えてきた地域振興組織を中心とする「協働」の取り組みや、「自助・共助・公助」の支え合いを推進していくためには、土地に根付く地域振興組織の活性化が何よりも必要不可欠な条件であり、次世代の組織造りに向けた人材育成や、行政による更な

る包括的な支援の拡充こそ要諦と考えます。地域活性化の成否は、真にこの一点をもって決すると言えます。

別表（人口・高齢化率の推移）

地域振興組織名	人口				高齢化率			
	H17 (人)	H27 (人)	増減 (人)	対比 (%)	H17 (%)	H27 (%)	増減 (%)	対比 (%)
吉田町全体	11,714	10,893	▲ 821	▲ 7.01	24.70	29.75	5.05	20.45
吉田地区振興会	5,372	5,056	▲ 316	▲ 5.88	20.36	24.56	4.20	20.65
丹比地区振興会	1,612	1,500	▲ 112	▲ 6.95	31.76	36.67	4.91	15.45
可愛地区振興会	3,237	3,071	▲ 166	▲ 5.13	25.67	32.17	6.50	25.33
郷野地区振興会	1,493	1,266	▲ 227	▲ 15.20	30.54	36.41	5.87	19.23
八千代町全体	4,061	3,747	▲ 314	▲ 7.73	27.97	35.28	7.31	26.14
土師・勝田地域振興会	805	712	▲ 93	▲ 11.55	35.53	44.66	9.13	25.70
佐々井地域振興会	1,022	903	▲ 119	▲ 11.64	26.03	34.99	8.96	34.44
下根振興会	1,117	1,021	▲ 96	▲ 8.59	25.96	32.81	6.85	26.39
上根・向山地域振興会	1,117	1,111	▲ 6	▲ 0.54	26.32	31.77	5.45	20.72
美土里町全体	3,462	2,882	▲ 580	▲ 16.75	39.40	42.19	2.79	7.08
横田振興会	1,035	895	▲ 140	▲ 13.53	35.65	39.89	4.24	11.89
本郷地域づくり協議会	977	829	▲ 148	▲ 15.15	37.46	39.93	2.47	6.59
北振興会	758	621	▲ 137	▲ 18.07	41.42	43.00	1.58	3.80
生桑振興会	692	537	▲ 155	▲ 22.40	45.52	48.60	3.08	6.77
高宮町全体	4,488	3,652	▲ 836	▲ 18.63	41.62	45.65	4.03	9.68
川根振興協議会	643	484	▲ 159	▲ 24.73	47.12	45.45	▲ 1.67	▲ 3.53
下佐振興会	394	332	▲ 62	▲ 15.74	47.21	49.40	2.19	4.63
志部府親交会	133	90	▲ 43	▲ 32.33	45.11	53.33	8.22	18.23
上佐一心会	521	396	▲ 125	▲ 23.99	24.18	34.09	9.91	40.99
船木振興会	625	469	▲ 156	▲ 24.96	48.32	55.01	6.69	13.85
房後連絡協議会	287	221	▲ 66	▲ 23.00	45.64	43.44	▲ 2.20	▲ 4.82
来原地区コミュニティづくり連絡協議会	1,479	1,306	▲ 173	▲ 11.70	40.37	44.64	4.27	10.58
羽佐竹振興協議会	406	354	▲ 52	▲ 12.81	40.15	46.05	5.90	14.68
甲田町全体	5,956	5,166	▲ 790	▲ 13.26	30.76	37.20	6.44	20.94
小原地域振興会	1,717	1,448	▲ 269	▲ 15.67	36.87	45.44	8.57	23.25
小田東地域振興会	2,155	1,946	▲ 209	▲ 9.70	26.54	31.81	5.27	19.85
甲立地域振興会	2,084	1,772	▲ 312	▲ 14.97	30.09	36.40	6.31	20.97
向原町全体	4,677	4,028	▲ 649	▲ 13.88	34.32	42.68	8.36	24.36
保垣地区振興会	343	269	▲ 74	▲ 21.57	48.69	46.09	▲ 2.60	▲ 5.35
有留自治振興会	320	230	▲ 90	▲ 28.13	45.63	44.70	▲ 0.93	▲ 2.03
長田上地域振興会	360	302	▲ 58	▲ 16.11	34.44	44.70	10.26	29.80
長田下地域自治振興会	345	316	▲ 29	▲ 8.41	35.94	47.47	11.53	32.08
向井原地域振興会	688	582	▲ 106	▲ 15.41	30.52	40.55	10.03	32.86
坂下地域振興会	572	557	▲ 15	▲ 2.62	29.02	36.45	7.43	25.59
坂中地域振興会	489	395	▲ 94	▲ 19.22	32.92	42.28	9.36	28.43
坂上地域振興会	326	266	▲ 60	▲ 18.40	48.47	49.62	1.15	2.38
戸島地域振興会	1,234	1,111	▲ 123	▲ 9.97	28.28	38.03	9.75	34.48
安芸高田市全体	34,358	30,368	▲ 3,990	▲ 11.61	31.14	36.51	5.37	17.24

※各年とも4月1日現在の数値

提案

地域振興組織では、地域課題に解決に向けて懸命の取組みを図っています。しかしなが

ら、組織の弱体化等により、これらの取組みを行うことが困難になってきています。安芸高田市まちづくり委員会 第2小委員会では、行政と地域住民が‘協働’し、活力ある地域社会を形成していくためには、地域振興組織が協働の一方の中心となって、地域課題の解決や集落維持に取り組むことが必要であると考えます。そのためには、地域振興組織を活性化させることが重要で、目的達成に向けて何が必要かを鋭意協議しました。

その結果について、以下のとおり協議された項目ごとに提案いたします。

【人的支援】

(1) 行政職員による人的支援

前置きとして、地域振興組織には重要事務をこなせる専門員を雇用できるほど、潤沢な資金は持ち合わせていません（【財政】の項で詳述）。

前掲記載のとおり、地域振興組織は単会間で多少の差異はあるものの、組織編成においては輪番制を採る地区や強制指名など、概して就任職位への能力は不問として考慮されず、或は員数難や人材難から不問とせざるを得ない現況にあり、市への複雑な申請業務等（例えば助成金交付申請・公有地占有許可申請等）への対応は困難を極めています。

この組織の重要部分を担える適任者難という課題解消なくして組織は動けず、地域振興活動の将来は切り拓けないと思えます。

※（課題とは：現地域振興組織内で困難にして重要な事務を含む、部局責任役員等、その他の不足する職の補完）

そこで重要な一つの方策が、一定の能力者と評価される‘市役所職員’の地域振興組織への支援と言えます。またこの職員の支援により・・・

①住民側には『一般的活動に専念』という安心感と活力が生じることが期待されます。

②行政側からは『行政情報の提供活動』の場として、地域への伝達が広く図られます。

このためには『地域担当職員制度』などの、何よりも行政職員が地域活動へ参加しやすい市内部での制度や仕組みづくりが早急に求められるところと思われます。

(2) 集落支援員による人的支援

上記(1)記載の『行政職員による人的支援』のほか、総務省の‘集落支援員制度’導入も考えられます。この集落支援員の地域振興組織への加入により、支援員側も‘集落情報取得環境’に入ること、本来の支援業務がより効率的に達成できる派生効果も期待されます。

地域振興組織側は人的支援においては『行政職員』でも『集落支援員※2』であっても、需要を満たしてもらえる支援であるなら課題は解消します。

以上(1)(2)を人的支援として提案いたします。

※2 集落支援員とは、地方自治体から委嘱を受けた地域の事情に詳しく、集落対策に関して知見を有した人材が、人口減少や高齢化が深刻な集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施し、集落の維持・活性化を図る制度。総務省が平成20年（2008）に創設した制度で、地方自治体に対して、財源手当、情報提供等により支援。

【財政】

(1) 特色事業助成金のあり方

図表 1 に示すとおり、市の『特色ある地域づくり事業助成金制度』を利用して、地域に利する事業を図る場合、地域振興組織の財政を支えていたリサイクル補助金等の削減や、2年前に要綱規定された制約的付款条項の事業種別限度額制の施行により、前向きに事業実施を図れば図るほどに赤字積算となって、制度はあっても実質的には、事業実施不能の様相を呈しています。

第2小委員会での協議では、市財政の厳しさは現実的なものとして理解する一方で、事業助成金として予算化されたなら、財政基盤の脆弱な地域振興組織でも平等に事業を実施できるよう、限度額制を廃すべきこととして提案いたします。

(図表 1) **制度あれど実施困難の特色事業**

○振興会単会の特色事業 収支例 (円)

事業種別	事業額	市・助成金限度額	振興会負担額
地域交流	250,000	200,000	50,000
文化事業	260,000	200,000	60,000
(計)			110,000

○高負担に財政対応できない
○リサイクル助成金の実質半減で財政窮乏
○結果的に特色事業できず

(2) 活動交付金と特色事業助成金のあり方

上記 (1) については、『活動交付金』と『特色ある地域づくり事業助成金』を、より裁量性の高いものとして、両者一括して交付金とすることを望む意見がありましたので、付して提案いたします。※但、当該裁量拡大と会計適正化との均衡を図るための行政側の施策は妨げず。

(3) ふるさと納税の受益者

市内の各地域振興組織では、地域課題の解決へ向けての財政基盤が窮乏する中で、自主財源の確保を望むところですが、上述のリサイクル補助金等の削減や地域内事業化が組織の弱体化等を要因として、非常に困難であることを認識すべきと思われます。こうした状況下で当小委員会では『ふるさと納税制度』について協議しました。

まず現在のふるさと納税制度では、一括して行政へ納付（実際は税控除付寄付行為）される反面、この制度は納税者が納付先や使い道を指定できる画期的な制度であるところから、納税者の『真意の寄付希望先』の尊重により市のみならず旧町単位、若しくは地域振興組織単位に選択できる仕組み創設を求める提言がありました。また、併せて、お礼として提供する特産品は、現在は行政主体で決めています。この中に地域が指定する特産品を加えることにより、地域にお金が還流する仕組み創設を求める提言もありました。

これを地域振興組織の自主財源への一助と納税者の意思反映の観点から、提案いたします。

【市内地域振興組織間の交流】

情報交換等による活性化

現在の地域振興組織間の交流は、旧町単位での連合会や連絡協議会といった組織でなされています。また当まちづくり委員会のように委員会という名称を付した代表委員として

の協議の場では交流があるものの、例えばA町の地域振興組織単会とB町のそれとが、もっと自由に情報を交換できる場（時間、場所など）を求める意見が出されました。所謂、情報交換を行うことや、他の地域振興組織の活動を知ることによる行動触発の期待があります。何より増して重要なのは『人的交流』が深まることにより、親和が生まれ相互の信頼が高まることで、単会同士の協働による共同企画が可能となったり、組織運営上の相互アドバイスを得たりと、その組織活性化への可能性は大きいと言えるため提案いたします。

【ワンストップ申請】

申請事務の負担軽減

地域振興組織として行政へ申請を行う場合、申請書の作成だけでも困難な状況にあります。また、求める申請によっては、市役所B課や外郭C団体の手続きを経て、本課のA課へ申請するなどという複雑にして時間や手間を要する申請をしなければなりません。こういった、申請者側からすれば『申請の障害』とも思える手続きの煩雑さが解消され『ワンストップ申請』が可能となれば、地域振興組織の負担軽減に大きく貢献するとの意見が付されたので提案いたします。

おわりに

以上のとおり、まちづくり委員会 第2小委員会として提案いたします。

提案内容につきましては、地域振興組織に携わる各委員として、正に今、この時に困窮する地域振興組織の実情をお示ししたものです。ご高覧ご賢察の上で市政へのご反映方、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

安芸高田市まちづくり委員会
(第2小委員会)

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791
TEL 0826-42-5612 / FAX 0826-42-4376